

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水系硫酸第一鉄注入タンクの水張り用配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-11）用挿入引抜方向制御電磁弁（4台）に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
3	2号機	廃棄物処理系排水放出流量記録計に指示値不良及び流量変換器に異常表示が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	3号機	燃料プール冷却浄化系ポンプ（A）の点検において、シャフト軸受嵌合部の間隙測定値に管理値外れが認められたため、当該部品を交換	D	
5	3号機	主蒸気管漏えい検出温度（1）記録計にインクリボンの絡まりによる記録不能が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	3号機	所内ボイラ乾燥保管用窒素ガス封入装置の窒素ガスポンベ圧力計と圧力検出元弁間の接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	タービン補機冷却系の発電機水素冷却器（C・D）出入口ドレン弁（計3台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	中性子計測系平均出力領域モニタのチャンネル（F）用表示画面装置（タッチパネル式）に表示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
9	4号機	主タービン潤滑油貯蔵タンク用油温度指示計（A）の本体及びタンク接続部に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	復水脱塩装置廻りの計装配管のサポート用Uボルト（1箇所）の締付け用ナットが外れていたため、ナットを取付	D	
11	4号機	廃棄物処理系からの排水放出流量調節器の点検終了に伴う電源ケーブル（活線100V）の復旧作業において、当該ケーブルを誤って接地用端子に接触させ地絡させたため、ヒューズを交換及び対応検討	C	
12	5号機	非常用ガス処理系フィルタユニット（A、B）連絡弁の開度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
13	6号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置の冷水ポンプ入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	その他	使用済燃料共用プール冷却浄化系ポンプ（B）のメカニカルシール部に水のじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで